

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	診療報酬の支払の差止め
概要	感染症指定医療機関が正当な理由なく必要な報告の請求及び診療録その他の帳簿書類の検査を拒み、虚偽の報告をしたときは診療報酬の支払いを差し止めることができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第43条
処分基準	感染症指定医療機関が正当な理由なく必要な報告の請求及び診療録その他の帳簿書類の検査を拒み、虚偽の報告をしたとき
ホームページ	
備考	